



平成20年12月25日

各 位

会 社 名 ヤマト インターナショナル株式会社
代表者名 取締役社長 盤若 智基
(コード番号 8 1 2 7 東証第一部、大証第一部)
問合せ先 取締役経営企画室長 高橋 俊輔
(TEL. 03-5493-5629)

当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の一部変更について

当社は、平成19年3月23日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針および当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）について」を公表し、同日の取締役会決議により買収防衛策を導入しております。また当該買収防衛策につきましては、その有効期限である平成20年2月26日開催の当社第61回定時株主総会において、平成22年2月開催予定の定時株主総会終結の時まで継続することにつき、株主の皆様にご承認いただいております。

当社が導入しております買収防衛策は原則として対抗措置を発動するものではありませんが、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を慎重に考慮した結果、本日開催の当社取締役会において下記のとおり、平成19年3月23日付プレスリリースにおける別紙2「新株予約権無償割当の概要」を一部変更することについて決議いたしましたので、お知らせします。

なお、「新株予約権無償割当の概要」は、将来的に発行する場合における新株予約権の内容について現時点で想定している事項を記載したものであり、実際に新株予約権の無償割当を行うこととなった場合には、その時点で開催される取締役会において新株予約権の詳細を決定することとなります。

また、本件の決定につきましては、具体的運用が適正に行われることを条件として、監査役全員から賛同を得ております。

記

1. (別紙2) 「新株予約権無償割当の概要」一部変更の理由

新株予約権の行使条件をより具体的に明記するとともに、対抗措置として大規模買付者が行使できない旨の行使条件が付された新株予約権が割り当てられた場合であっても、大規模買付者が、所定の手続に則り市場においてその所有する当社株式を売却したときは、売却した株式数に相当する範囲内で新株予約権の行使を認めることを明記いたしました。

2. (別紙2)「新株予約権無償割当の概要」一部変更の内容

変更箇所は下線部のとおりです。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者、および大規模買付者等から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、またはその関連者（実質的にその者が支配し、またはその者に支配され、もしくはその者と共同の支配下にある者として独立委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、またはその者と協調して行動する者として独立委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者等を含む。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。但し、かかる行使条件を付した場合であっても、当社取締役会は、新株予約権の無償割当て後に大規模買付者が当社に対し、当社取締役会が必要と認める誓約（その所有する当社株式を取引所金融商品市場において売却すること、その売却期間中、大規模買付者が当社株式を取得しないこと、および、当該誓約に違反した場合、以後当社取締役会が大規模買付者による本新株予約権の行使を認めないことに一切異議を述べないことを主な内容とすることを予定している。）を行った上で、当社が認める証券会社に委託して取引所金融商品市場においてその所有する当社株式を所定の数（原則として、当社の発行済株式等総数に大規模買付者の保有潜在株式の数を加算した数の1%とする。）以上売却した場合、本新株予約権の行使により交付される株式の数の合計が当該売却した株式数を超えない範囲内に限り、本新株予約権の行使を認めることができるものとし、詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上